

解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の県営住宅の目的外  
使用許可に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、現下の厳しい経済状況や雇用失業情勢を踏まえ、今後、解雇・雇止め（以下「解雇等」という。）により住居の退去を余儀なくされる者（以下「離職退去者」という。）への住居の確保を講ずることを目的として、「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について（平成20年12月18日国住備第85号都道府県知事あて国土交通省住宅局長通知）」に基づき、離職退去者の居住の安定を図る観点から、入居者募集に支障のない範囲で、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用許可により住宅を使用させることについて必要な事項を定める。

(要件)

第2条 目的外使用許可により入居が認められる離職退去者は、県内企業からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者又は同居親族に該当することが客観的に証明される者であって公営住宅法第23条第2号に規定する住宅困窮要件を満たし、かつ、次のいずれかの要件を満たす者であること。

- (1) 社員寮や社宅など雇用先が賃貸していた住居から退去を余儀なくされる者
- (2) 住居手当等により居住可能だった住居から退去を余儀なくされる者
- (3) 解雇等により離職したが、失業等給付を受給することができず、現に居住している住居から退去を余儀なくされる者

(住戸条件)

第3条 使用の対象となる住宅は、当該離職退去者の申請に基づき、実情と希望する住宅の公募における倍率等を考慮し、その都度定めるものとする。

(使用許可の期間)

第4条 目的外使用許可の期間については、原則として6か月を超えない期間とする。ただし、当該離職退去者の住宅に困窮する実情や収入の状況等を勘案のうえ、6か月を限度として使用期間を更新することができる。

(使用料)

第5条 使用料は、公営住宅法施行令第2条に基づいて算定した使用料相当額とし、月額使用料を知事の定める納期限までに、知事の発行する納入通知書により納入するものとする。ただし、知事は、離職退去者の事情により、必

要に応じて、熊本県営住宅条例第12条に準じ使用料の減額又は免除をすることができる。

(申請の手続き)

第6条 使用の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 県営住宅使用許可申請書(別記様式第1号)
- (2) 入居しようとする者全員の住民票の写し(続柄のわかるもの)
- (3) 第2条のいずれかの要件に該当することを証明する書類
  - ア 第2条(1)に該当する場合  
解雇通知、給与明細、寮・社宅からの退去通知等の写し
  - イ 第2条(2)に該当する場合  
解雇通知、給与明細、賃貸住宅の契約書等の写し
  - ウ 第2条(3)に該当する場合  
解雇通知、給与明細、失業等給付の申請書(離職理由等)、賃貸住宅の契約書の写し
- (4) 離職証明書等の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、使用を許可したときは、県営住宅使用許可書(別記様式第2号)を交付するものとする。

(許可条件)

第7条 知事は、使用の許可を行う場合に次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 使用を許可された者(以下「使用者」という。)は、団地内の住民と良好な関係を維持するよう努めなければならない。
- (2) 使用者は、善良なる管理者の注意をもって使用の許可を受けた県営住宅を使用しなければならない。
- (3) 使用者は、知事から県営住宅の使用の状況の報告を求められたときは、直ちに報告しなければならない。
- (4) 使用者は、県営住宅使用の許可の申請内容に変更が生じたときは、速やかに知事に報告しなければならない。
- (5) 使用者は、使用の許可を受けた県営住宅を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。
- (6) 使用者は、住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状の復旧が容易な場合であって、知事の承認を得たときは、この限りでない。
- (7) 知事は、使用者が使用の許可の条件に違反したとき、又は県営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (8) 使用者は、原則として県営住宅の入居の際に同居した者以外の者を同居させることはできない。ただし、真にやむを得ない事情があると知事が認める場合にはこの限りではない。
  - (9) 住宅を明け渡す際、予め承諾を経て住宅の使用を変更した場合の原状復旧、毀損・汚損した場合の原状回復及び畳表・襖張り替え等の自然減耗の回復に要する費用については、使用者がこれを負担しなければならない。
  - (10) 使用の許可を取り消した場合において、使用者に損失が生じても県はその損失を補償しない。
  - (11) 使用の許可を受けた県営住宅について支出した有益費その他の費用については、県に請求することはできない。また、住宅を使用する際及び明け渡す際の両方において、その移転にかかる費用については、その一切を当該申請者の負担とし、県はこれを負担しない。
  - (12) 本条件に関し疑義があるときその他使用許可を受けた県営住宅の使用について疑義が生じたときは、すべて知事の決定するところによるものとする。
- 2 知事は、使用者が前項の条件を守らないときは、使用の許可を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、県営住宅の使用の許可に関して必要な事項は、別に定める。

(国への報告)

第9条 知事は、離職退去者に対して県営住宅を目的外使用許可をしたときは、使用させた日から1か月以内に、別記様式第4号により国土交通省九州地方整備局長に報告をするものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月24日から施行する。

この要領は、令和3年9月30日から施行する。